

NHO 運営の基本的考え方

○人口減少に伴う患者数の減少、労働力人口の減少、諸物価の高騰など、**我が国の医療を取り巻く環境はさらに厳しい状況**。
また、NHOは、令和2年度以降、毎年度の医業収支が300億円超の赤字が継続し、**危機的な財務状況**。

○以下の3つの観点で、今後の国全体の医療需要等の動向を踏まえた**NHOが直面する課題を整理し、どのように取り組んでいくのかという改革の方向性を提示**。

1

NHOの強みであるスケールメリットや病院の多様性を活かして、各病院の個性を発揮しつつ互いに連携しながら、**地域のニーズに応じた質の高い医療を提供**

質の高い医療の提供、臨床研究の推進

●質の高い医療の提供

①地域医療への貢献	・5疾病6事業等の質の高い医療を提供し続けることは、NHO病院の重要な使命
②重症心身障害、神経・筋疾患	・療養環境の充実を図り、引き続き確実に入院医療を提供 ・地域移行のニーズに対応するため、オンラインの活用や在宅療養支援の取組を実施
③結核・エイズ	・「モデル病床」の活用を含め結核病床の効率的な運用の検討、病床削減を含め結核病床のあり方を地方自治体と調整 ・引き続きエイズへの取組推進に向けた役割を遂行
④精神・心身喪失者等医療観察法医療	・地域移行に向けた機能の強化、病院の規模・機能を見直し ・心神喪失者等医療観察法医療について、他の公立病院等との役割分担や集約化を含めたNHOの今後の役割について検討
⑤災害・新興感染症	・NHOのネットワークを生かしつつ、引き続き積極的な取組を実施 ・平時からの準備や国民への訴求力向上に向けた取組を実施 ・他の公的病院等と役割分担や連携を推進

●虐待防止対策

・本部で検討体制を組み、NHO全体で組織風土の改善等を含めた虐待防止対策の取組を実施

●医療DXの推進

・政府の医療DXを推進、政府が目指す統一的な電子カルテの導入等を検討

●臨床研究の推進

・NHOのネットワークやスケールメリットを活用した研究の推進
・国が進める高度で実践的な医療提供のための研究や疫学研究の取組を実施
・NHOCRBの活用推進、一層の治験事務の合理化や透明性の向上

2

人材不足等が進む中で、安定して医療を提供していくため、病院・グループ・本部が一体となって、**全職員が安心して、誇りをもって働くことができる職場づくり**

働きやすく働きがいのある職場づくり

●人事制度や雇用制度の見直し

・限定した地域や病院での勤務など雇用形態の多様化や柔軟化
・医師事務作業補助者の常勤雇用化
・職員のモチベーションが一層高まるような給与の仕組みの検討

●勤務環境の整備

・ハラスメントのない職場を目指した取組の実施

●IT化等による業務効率化の推進

・全職員へのスマートフォンの配布
・共通業務の集約化

●教育研修の充実と人材確保の強化

・幅広い職種やキャリアに応じた教育・研修プログラムの充実・体系化の検討
・NHOの全国ネットワークを活用した緊急医師確保支援の人材マッチングシステムの構築や医師派遣策の検討
・看護師を組織的に確保していく体制や仕組みの構築
・本部から附属看護師養成所へのハード面やソフト面での支援等による看護師の確保
・病院運営・経営のスペシャリスト養成の仕組みづくりを目指し、「NHO事務部門人材育成ビジョン」を策定・公表

3

NHOが求められる役割を果たし、法人全体として持続可能な運営を維持していくため、**着実な経営改善の推進**

健全な経営に向けた改革等

●更なる経営改善に向けた取組

・経営改善に関する研修の充実等による、経営改善に向けた意識・手法等の共有
・各病院の自律的な経営改善推進のため、経営状況が良好な病院へのインセンティブの導入を検討
・共同調達の拡大等による、スケールメリットを生かした経営改善策の実施

●効率的・計画的な投資の推進

・建物の建替・大規模改修は、優先順位を考慮しながら順次、計画的に実施
・投資手続の簡素化、本部から病院への投資判断の支援
・投資効果の検証は「事前チェック」から「導入後の効果検証」に重点を移動

●法人全体としての経営改善の実現

・ダウンサイジング、機能転換、再編・統合（廃止を含む）など、地域の状況を踏まえた幅広い選択肢について柔軟に検討
・経営改善の見込みが立たず、地域で必要な医療機能を引き続き提供する場合、必要な支援を含め、自治体と協議
・病院と本部・グループとの業務分担や体制のあり方を見直し

●NHOがより安定的に経営を行うための対応

・資金の安定的な確保や新たな事業の実施に向けた制度の見直しの検討
・地方自治体等から、必要な財政支援や人材確保支援等が受けられるよう取組を推進

法人概要

(令和8年4月1日現在)

名 称	独立行政法人 国立病院機構 (英語表記：National Hospital Organization)				
設 立	平成16年4月1日				
設置根拠	独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）				
主管官庁	厚生労働省				
国立病院機構が行う業務	① 医療を提供すること ② 医療に関する調査及び研究を行うこと ③ 医療に関する技術者の研修を行うこと ④ 上記に附帯する業務を行うこと				
国立病院機構の規模	病院数：140病院	一般病床	精神病床	結核病床	感染症病床
	病床数：47,365床	43,033床	3,560床	678床	94床
					計
看護師等養成所…看護師課程：					25校
助産師課程：					3校
リハビリテーション学院：					1校
職員数	職員数：約65,000人	医師	看護師	その他	計
		約6,000人	約42,000人	約17,000人	約65,000人

国立病院機構の沿革

陸海軍病院

傷痍軍人療養所

明治4年(1871年)

この年を皮切りに、昭和初期にかけて各地に設置

日本医療団結核療養施設

昭和17年4月(1942年)

公立結核療養所を日本医療団に移管

国立病院

国立療養所

昭和20年12月(1945年)

GHQにより旧陸海軍病院(146施設)を厚生省へ移管

昭和20年12月(1945年)

GHQにより傷痍軍人療養所(53施設)を厚生省へ移管

昭和22年4月(1947年)

日本医療団結核療養施設(93施設)を厚生省へ移管

独立行政法人国立病院機構

平成16年4月(2004年)

国立病院・国立療養所を独立行政法人へ移行
(国立高度専門医療センター(現 国立高度専門医療研究センター)は、平成22年(2010年)に別の独立行政法人へ移行、国立ハンセン病療養所は、厚生労働省の組織)